

佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十七号

佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則

佐賀県畜産試験場管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の大家畜部の分掌事務の第六号中「家畜」を「牛」に改め、同部の分掌事務中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条の中小家畜部の分掌事務中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 豚の受精卵移植に関すること。

第四条の中小家畜部の分掌事務に次の二号を加える。

十 飼料の利用及び分析に関すること。

十一 家畜の飼養に係る未利用資源の開発に関すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。